

令和 8 年度

償却資産(固定資産税)申告書の手引き

本市の税務行政につきましては、平素より格別のご理解をいただき厚くお礼申しあげます。さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在、当該資産について資産所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。[地方税法第 383 条] つきましては、同封の申告用紙に必要事項を記入の上、下記の申告期限までに申告書を提出していただきますようお願い申し上げます。

申告期限・・・令和 8 年 2 月 2 日(月)

※受付開始は令和 7 年 1 月 5 日(月) からとなります。

～ご注意ください～

- ◆事業用の償却資産が無い場合や、転出、廃業等があった場合も申告が必要です。
- ◆郵送による申告をされる方で、『申告書控え』が必要な場合は、返信用封筒を同封してください。
- ◆青色申告等、税務署へ申告する減価償却資産とは異なります。別途、償却資産(固定資産税)の申告が必要です。

提出先・お問合せ先

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

西之表市税務課 固定資産税係(西之表市役所 1 階)

TEL 0997-22-1111 (内線 234・235)

〈目 次〉

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 償却資産に関する事項 | • • • • • P1~5 |
| 2 申告に関する事項 | • • • • • P6 |
| 3 償却資産の評価方法 | • • • • • P7 |
| 4 調査及び遡及課税について | • • • • • P8 上 |
| 5 よくある質問 | • • • • • P8 下 |

西之表市

1. 償却資産に関すること

(1) 償却資産とは

償却資産とは、工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けている場合など、事業経営をしている会社や個人の方が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のことで、その減価償却額又は減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税客体は除きます。[地方税法第341条第4号]

〈業種別の主な償却資産の例〉

| 業種 | 課税対象となる主な償却資産の例示 |
|----------|---|
| 共通 | パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接キット、キャビネット、内装、内部造作等、看板（廣告塔、袖看板、ネオンサイン）、舗装路面、ブラインド・カーテン、LAN設備等 |
| 製造業 | 金属製品製造設備、食品製造設備、錠盤、ボール盤、梱包機等 |
| 印刷業 | 各種製版機及び印刷機、裁断機、シュレッダー等 |
| 建設業 | ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、大型特殊自動車、発電機等 |
| 娯楽業 | パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場設備等 |
| 料理飲食店業 | テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等 |
| 小売業 | 陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付を含む）、日よけ、レジスター、 自動販売機 等 |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等 |
| 医（歯）業 | 医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ）等 |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等 |
| 不動産貸付業 | 受変電設備、発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等 |
| 駐車場業 | 受変電設備、発電設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面等 |
| ガソリンスタンド | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等 |
| 売電業 | 太陽光パネル 、架台、パワーコンディショナー、表示ユニット等 |
| ホテル・旅館業 | 客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、放送設備、音響設備、厨房設備、洗濯設備、駐車場設備、ボイラー等 |
| 農業 | ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車以外）、農業用機械等 |

※太字は申告漏れ・申告誤りが多い資産です。提出前に今一度ご確認をお願いします。

(2) 申告の対象となる資産

賦課期日（1月1日）現在、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（該当する資産は構築物として申告してください）
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑤ 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- ⑥ 建設勘定で経理されている資産、簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）及び償却済資産（減価償却を終り、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ⑦ 改良費のうち資本的支出として資産計上している資産
- ⑧ 福利厚生の用に供する資産

(3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産（漁業権、鉱業権、特許権、実用新案権等）
- ③ 果樹、牛、馬、その他生物（観賞用・興行用は申告が必要）
- ④ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの
- ⑤ 取得価格が20万円未満の償却資産で「3年間の一括償却」をする資産

(4) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体になって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱では、家屋と償却資産を区分して評価しています。

○家屋と設備の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用などに供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

○家屋と設備の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

〈建築設備における家屋と償却資産の区分〉

| 設備等の内容 | 家屋と設備の所有者関係 | | | |
|------------------------|--|----|-------|----|
| | 同じ場合 | | 異なる場合 | |
| | 家屋 | 償却 | 家屋 | 償却 |
| 床・壁・天井仕上げ、固定間仕切り、店舗造作等 | ○ | | | ○ |
| 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備等 | | ○ | | ○ |
| 中央監視設備、電力引込設備等 | | ○ | | ○ |
| 電灯コンセント 照明器具設備 | 屋外設備 | | ○ | ○ |
| | 屋内設備 | ○ | | ○ |
| 動力配線設備 | 特定の生産又は業務用設備 | | ○ | ○ |
| | 上記以外の設備 | ○ | | ○ |
| 電話設備 | 電話機、交換機、LAN等 | | ○ | ○ |
| | 配管、端子盤等 | ○ | | ○ |
| 給排水設備 ガス設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | ○ | ○ |
| | 屋内配管、高架水槽等 | ○ | | ○ |
| 消防設備 | 消火器、避難器具、ホース、ガスボンベ等 | | ○ | ○ |
| | 火災報知器、消火栓設備、スプリンクラー等 | ○ | | ○ |
| 空調設備 換気設備 | ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備 | | ○ | ○ |
| | 上記以外の設備 | ○ | | ○ |
| 厨房設備 | 飲食店・ホテル・寮・病院等の厨房設備 | | ○ | ○ |
| | 上記以外の設備 | ○ | | ○ |
| 外構工事 | 門・塀・緑化施設等 | | ○ | ○ |
| その他の設備 | 冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、広告塔、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切等 | | ○ | ○ |

※一般的な区分の例示であり必ずしもこの例示によらない場合があります。

※設備の構造等から区分が困難な場合は税務課固定資産税係までお問合せください。

(5) 太陽光発電設備の課税について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。以下の『設置者及び発電規模別の課税区分』及び『発電に係る設備の部分別評価区分』を参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認し、課税の対象となる場合は、申告が必要です。

〈設置者及び発電規模別の課税区分〉

| 設置者 | 10Kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電) | 10Kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電) |
|---------|---|--|
| 個人(住宅用) | 家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。 | 売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。 |
| 個人(事業用) | 個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産の対象となります。 | |
| 法人 | 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産の課税の対象となります。 | |

(6) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。しかし、申告は必要となりますので期限までに申告をお願いいたします。また非課税となる資産を申告される場合は「申告書」及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の所定欄にその旨の記載をお願いいたします。

(7) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、申請書と該当資産であることを証する添付書類とともに申告してください。

(8) 課税標準額及び免税点

課税標準・・・賦課期日現在の償却資産の価格（評価額）で、償却資産台帳に登録されたもの。また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

免税点・・・課税標準の合計額が 150 万円未満の場合は、償却資産は免税点未満と

なり課税されません。(ただし、申告は必要となります。)

(9) 税額の算出方法

課税標準額(1,000円未満切捨) × 税率 1.4% = 税額(100円未満切捨)

(10) 納期と納付方法

固定資産税は西之表市が送付する納付書(口座振替も可能です)でお支払いいただきます。各期の税額および納期限につきましては、毎年5月に送付される納税通知書または納付書にてご確認ください。

第1期(全期前納):5月末

第2期:7月末

第3期:12月末

第4期:2月末

(11) 国税とのおもな違い

| 項目 | 地方税(固定資産税) | 国税 |
|---------------------|------------|--------------|
| 償却資産計算の期間 | 暦年(賦課期日制度) | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | 定率法 | 定率法・定額法等から選択 |
| 前年中新規取得資産の償却方法 | 半年償却(1/2) | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | 認められません | 認められます |
| 特別償却・割増償却(租税特別措置法) | 認められません | 認められます |
| 増加資産・陳腐化償却(法人税・所得税) | 認められます | 認められます |
| 評価の最低限度 | 取得価格の5% | 備忘価格(1円まで) |

注) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産については圧縮前の取得金額を記入してください。(補助金等を差し引かない金額)



2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在償却資産を所有されている方です。なお、次の①～⑦に該当される方も申告が必要となります。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③ 割賦販売の場合等、所有権が売主保留されている償却資産は原則として買主の方（所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方）
- ④ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- ⑤ 償却資産を共有されている方（持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。）
- ⑥ 内装・造作及び建築設備等を取付けた賃借人（テナント）の方
- ⑦ 事業廃止に伴い、全ての資産が減少した方や資産の増減がない方（変更がない方）も申告は必要になります。

(2) 該当する資産のない方

事業の解散、廃業、休業、移転等により、事業用の償却資産を所有しない方、又はリース契約等により事業用の償却資産を使用している方は、お手数ですがその旨を備考欄に記入して申告してください。

(3) 自社電算による申告をされる方

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産について必ず評価額を記入し、課税標準額を1円単位まで記入してください。

(4) e L T A Xによる申告について

e L T A X（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告データを送信していただく方法です。

初めて電子申告を行う場合は、電子証書等を取得後、e L T A Xのホームページから利用の届出を行い、事前に地方公共団体の審査を受けていただく必要があります。

利用届や申告方法の手続きについてはe L T A Xのホームページでご確認ください。

3. 償却資産の評価方法

評価方法は、取得時期、取得価格、耐用年数に基づき申告して頂いた資産ごとに計算をし、今年度評価額を求め、課税標準額を算出します。

評価額の算出方法

初年度評価額＝取得価格×（1-減価率/2）

初年度以降評価額＝前年度評価額×（1-減価率）

(別表) 減 価 残 存 率 表

| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | |
|------|-------|---------|-------|------|-------|---------|-------|
| | | 前年中取得 | 前年前取得 | | | 前年中取得 | 前年前取得 |
| | | 1-原価率/2 | 1-減価率 | | | 1-原価率/2 | 1-減価率 |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 |

計算例（概算）

| | | | | |
|--------------|-------------|------------|-----|-------|
| 舗装路面(コンクリート) | R7.10(前年中) | 3,000,000円 | 15年 | 0.142 |
| 擁壁 | R6.12(前年前中) | 1,600,000円 | 15年 | 0.142 |

舗装路面（コンクリート）の場合

3,000,000円×（1-0.142×1/2）＝2,787,000円（令和8年度評価額）①

擁壁の場合

1,600,000円×（1-0.142×1/2）＝1,486,400円（令和7年度評価額）

1,486,400円×（1-0.142）＝1,275,331円（令和8年度評価額）②

以上、①、②を合算すると、4,062,331円となる。

評価額の合計＝決定価格＝課税標準額（課税標準の特例を受ける資産が無い場合）



1,000円未満を切り捨て、税率をかけます。4,062,000円×1.4%＝56,868円



100円未満を切り捨てます。

56,868円→56,800円（税額）

4. 調査及び遡及課税について

(1) 調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて調査に伺うことがありますので、ご協力を願います。また、調査に伴い資産の申告漏れが判明した場合は、修正申告をお願いすることがあります。

(2) 過年度の遡及等について

調査に伴う申告の修正や申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度分だけではなく資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。なお、地方税法第17条の5第6項の規定により、偽りその他不正行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及することになります。また、過年度分について追徴となつた場合、通常の納期とは異なり納期は1回となりますのでご留意ください。

(3) 無申告及び虚偽の申告について

正当な理由なく申告のない場合は、地方税法第386条により10万円以下の過料を科せられことがありますので、必ず申告してください。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は、罰金に処せられことがあります。

5. よくある質問

(1) 建物は対象外か。

基本的には、建物は償却資産としての申告の必要はありません。ただし、壁のない牛舎や車庫などは「構築物」として申告が必要です。判断が難しい場合は、固定資産税係までお問い合わせください。

(2) 税務署へ確定申告や法人税の申告をしているのに、別に申告が必要なのか。

税務署へ申告する減価償却は、「必要経費」として申告するものであって、償却資産は固定資産税の課税対象となっているため、税務署とは別に申告が必要です。

(3) 耐用年数が経過した古い機械類も申告が必要か。

申告が必要です。固定資産税は耐用年数が経過後も取得価格の5%が評価額として残ります。事業の用に供することができる限り、申告が必要となります。

(4) 統合・廃業した場合にも申告は必要か。

必要です。各資産名称に取り消し線（二重線）を引いて頂き、提出してください。